

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	目標9-1 地域の脱炭素化の推進				担当部局名	大臣官房地域政策課 大臣官房地域脱炭素事業推進課 大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室		作成責任者名 (※記入は任意)	細川真宏(地域政策課長) 近藤貴幸(地域脱炭素事業推進課長) 木野修宏(地域脱炭素政策調整担当参事官)			
施策の概要	・2030年度温室効果ガス排出削減目標及び2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地域脱炭素が、意欲と実現可能性が高いところからその他の地域に広がっていく「実行の脱炭素ドミノ」を起こすため、地方公共団体による脱炭素先行地域づくりや重点対策加速化事業の支援等、地域脱炭素に係る施策を総動員していく。				政策体系上の位置付け	9. 地域脱炭素の推進						
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生部門の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロ等を実現する脱炭素先行地域を、2025年度までに少なくとも100か所を選定し、2030年度までに実現する。</li> <li>屋根置き太陽光やゼロカーボンドライブ等の脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施する。</li> <li>脱炭素化に資する事業に対する資金供給の支援を強化することにより、民間投資の一層の誘発を図る。</li> <li>法定義務のある地方公共団体において地方公共団体実行計画を早期に策定し、それ以外の地方公共団体においても策定を促進するとともに、具体的な対策の実施の支援等を通じ脱炭素型地域づくりを推進する。</li> </ul>				目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化対策計画及び地域脱炭素ロードマップに基づく主要な施策として、脱炭素先行地域づくりや、脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施等が位置づけられている。</li> <li>地球温暖化対策推進法に基づき、地方公共団体は地方公共団体実行計画を策定することとされている。</li> </ul>		政策評価実施予定時期	令和6年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	年度ごとの実績値							
					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
1 ゼロカーボンシティ表明団体の地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定率	-	一年度	100%	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	法定義務のある地方公共団体は既に地方公共団体実行計画区域施策編の策定率が100%であり、それ以外の地方公共団体においても策定を促進する必要があるため。なお、区域施策編の策定については、法定義務のある地方公共団体以外は努力義務であるため、指標の測定対象は脱炭素推進への意欲を示しているゼロカーボンシティ表明自治体に限定した。
2 地方公共団体実行計画(事務事業編)の地方公共団体における策定率	-	一年度	100%	R12年度	90%	91%	92%	93%	94%	95%	96%	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、全ての地方公共団体は、地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定をするものと定められているため
3 大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備の整備等を実施した避難所等の数(累積)	-	一年度	1,000施設	R7年度	-	-	-	-	-	-	-	防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日)において、令和7年度までに、大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備の整備等を実施するとしているため
4 脱炭素先行地域選定数(累積)	-	一年度	少なくとも100地域	R7年度	-	-	46	-	-	-	-	脱炭素先行地域は地球温暖化対策計画及び地域脱炭素ロードマップに基づく主要施策の一つとして、2050年を待つことなく前倒しでカーボンニュートラルを目指す地域であり、年2回程度募集を行い、2025年度までに少なくとも100か所以上選定することとしているため。
5 脱炭素化支援機構が支援した事業による年間CO2排出削減量の累積合計値	-	一年度	-	一年度	-	-	-	-	-	-	-	(R5秋に開催予定の官民ファンド幹事会にて確定予定)
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー事業番号				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度								
(1) 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業(令和2年度)	11 (11)	6,093 (2,112)	11,537 (3,995)	2,000	3	令和5年度行政事業レビューページURL( <a href="https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html">https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html</a> )	0046					

(2)	ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業(令和3年度)	-	825 (810)	804 (804)	800	1,2	令和5年度行政事業レビューページURL( <a href="https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html">https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html</a> )	0049
(3)	地域脱炭素実現に向けた再生エネの最大限導入のための計画づくり支援事業(令和3年度)	-	3107 (1,469)	3,015 (2,623)	800	1,2	令和5年度行政事業レビューページURL( <a href="https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html">https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html</a> )	0047
(4)	地域脱炭素移行・再生エネ推進交付金(令和4年度)	-	-	1,695 (1,572)	32,000	1,2,4	令和5年度行政事業レビューページURL( <a href="https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html">https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html</a> )	0060
(5)	株式会社脱炭素化支援機構出資金(令和4年度)(財政投融資)	-	-	20,000 (10,200)	40,000	5	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 2030年度の温室効果ガス2013年度比46%削減や2050年までのカーボンニュートラルの達成に資する事業に対し、脱炭素化支援機関による出資等を通じてリスクマネーを供給する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 脱炭素化に資する事業に対して脱炭素化支援機関が出資等を行うことにより、民間投資を呼び込み、脱炭素社会実現に貢献する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 認知度が低い、前例がない等により資金調達が困難な事業に対して出資等を行うことにより、脱炭素化に資する事業への民間投資の呼び水となる。</p>	-
(6)	特定地域脱炭素移行加速化交付金	-	-	-	3,000	1,2,4	令和5年度行政事業レビューページURL( <a href="https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html">https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html</a> )	新23-0075
施策の予算額・執行額		11 (11)	10,025 (4,391)	37,051 (19,194)	78,600	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) 地球温暖化対策計画 第3章第1節2.『『地方公共団体』の基本的役割』、第3節「公的機関における取組」の「○地方公共団体の率先取組と国による促進」、第4節「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」、第7節「地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素の推進(地域脱炭素ロードマップ)」		

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-43)

別紙1

施策名	目標9-2 地域循環共生圏づくりの推進				担当部局名	大臣官房 地域政策課	作成責任者名 (※記入は任意)	細川真宏(地域政策課長)				
施策の概要	・専門人材と地域とのマッチング等の機能を持つプラットフォームの構築・充実等により地域循環共生圏の創造を強力に推進する。				政策体系上の位置付け	9. 地域脱炭素の推進						
達成すべき目標	・地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の創造により、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進し、持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にしていくとともに、持続可能な社会を構築していく。				目標設定の考え方・根拠	・「第五次環境基本計画」(平成30年4月閣議決定)では、「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、環境で地方を元気にしていくとともに、持続可能な社会を構築していくこととしている。	政策評価実施予定時期	令和5年6月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度		R8年度
1 地域循環共生圏の概念に沿った具体的な取り組みを行う地方公共団体の数	-	一年度	300団体	R12年度	/	/	-	70	103	136	169	持続可能な社会を構築していくため、地域循環共生圏づくりに取り組む自治体数を測定する必要があり、「地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」により測定する。地域循環共生圏創造に取り組む主体は必ずしも自治体だけではなく、民間の事業者が活動主体であった場合は、地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業による支援を通じて、自治体との連携を促す。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					行政事業レビュー 事業番号	
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度								
(1) 環境で地域を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業	500 (446)	500 (467)	500 (484)	400	1	令和5年度行政事業レビューページURL <a href="https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html">https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html</a>					0197	
施策の予算額・執行額	500 (446)	500 (467)	500 (484)	400	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		地球温暖化対策計画 第3章「目標達成のための対策・施策」第4節「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」					